

令和6年4月1日から

通院時のこども医療費の対象が
18歳年度末まで拡大されます



令和6年3月まで		令和6年4月から
通院	中学校卒業まで支給 (15歳到達後最初の3月31日まで)	通院・入院とも 18歳の年度末まで 支給対象 (無償化)
入院	18歳の年度末まで支給 (18歳到達後最初の3月31日まで)	

※令和6年3月31日までの通院は、15歳年度末まで対象です。

受給者証が新しくなります
令和6年3月下旬に発送予定です

こども1人につき1つの封筒で送付します。

対象のこどもが2人以上いる家庭では、
到着するタイミングが異なる場合があります。

こども医療費の財源は市民の皆さんの大切な税金です。適正受診にご協力ください。

こども医療費支給制度とは・・・

上尾市に住民登録があり、健康保険に加入するこどもの保険診療の一部負担金を市が助成しています。

利用には登録が必要です。

詳しくは子ども支援課へ

こども医療手当担当 TEL 048-775-5120

ひとり親支援担当 TEL 048-775-6819

